

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N618
2022.8.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

泊原子力発電所の運転差し止め判決を受けて……………市川守弘

最高裁不当判決を超えて、生業訴訟のたたかいはつづく……………久保木亮介

フリーランスの保護につながる画期的判決……………長谷川悠美

—顧客からフリーランスへのセクハラで安全配慮義務違反を認定

[シリーズ：ウクライナ問題④]

ウクライナ侵略問題の続編—経済制裁、武器供与、専守防衛と自衛隊活用など……………守川幸男

[シリーズ全国リレー・和歌山支部]

子どもの緊急避難場所「子どもシェルター」……………伊藤あすみ

■ 安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する議長声明



泊原子力発電所の 運転差し止め判決を受けて

北海道 市川 守弘

一 泊原子力発電所と提訴

二〇二二年五月三十一日、札幌地裁は三基の泊原子力発電所（泊原発）の運転を差し止めた。泊原発は、積丹半島西側の泊村に三基ある原発のことである。一号機（一九八九年から）、二号機（一九九一年から）、三号機（二〇〇九年から）が稼働していた。三号機は、MOX燃料を使用する原発であるが、現在までMOX燃料は使っていない。北海道電力（北電）は、福島事故後の二〇一三年、泊原発三機について新規制基準の下で設置変更許可申請を行った。

最初の提訴は、二〇二二年二月（二次）で、二次提訴を含め約二二〇〇人が原告となっている（泊訴訟）。判決（泊判決）まで提訴から一〇年以上が経過していた。以下、泊訴訟の争点や裁判所の判断過程をたどることにする。

二 泊判決の内容

泊判決の内容は、安全性（具体的危険性）に関する五つの争点の提示、主張立証責任論の判断、行政決定と司法判断の関係について、それぞれ画期的な判決だった。

(1) 原発の安全性について

泊判決では、

- ① 敷地内地盤の安全性
- ② 地震に対する安全性
- ③ 津波に対する安全性
- ④ 火山事象に対する安全性
- ⑤ 防災計画の適否

の五つを争点として挙げ、一つでも安全性に欠ければ「人格権侵害のおそれが認められることになるとした。」①から④までは他の訴訟でも争点となっていたが、泊判決では防災計画の実効性についても争点として挙げた。水戸地裁が東海第二原発に関して、防災計画不備を理由に再稼働を差し止めたのが記憶に新しい。泊判決では、⑤を明記した点で水戸地裁に続く原発訴訟の新しい流れを形作ったといえるのである。

各自自治体の防災計画では、複合災害の場合に、地震によって倒壊家屋数、寸断される道路・橋梁数等の具体的な被害想定が全くなされていないため、防災計画で、最初の「避難」として予定されている屋内退避できる人数すら把握されていない。全国の都道府県は、通常地震災害について被害想定をしており、複数の断層による地震の大きさ、倒壊家屋数、寸断される道路・橋梁数などを数値化して被害を想定しているのと比較して、原子力災害の場合の被害想定が如何にお粗末かを露呈しているのである。

三 主張立証責任論

原発運転差止訴訟は、人格権に基づく妨害予防（妨害排除）請求権を根拠に提起されたため、主張立証責任は原則に従い原告である住民側に課せられている。しかし、原発関連訴訟では、まず電力会社側が原発の安全性を主張立証して人格権侵害の恐れがないことを明らかにする必要がある、電力会社側がこの主張立証責任を尽くした場合に、住民側が、原発の具体的危険性の存在を主張立証しなければならぬ、とされている。

泊訴訟では、被告（北電）は、原発の安全性について、規制委での審査が行われているから、規制委での審査の経過を踏まえて今後、主張、立証していくという姿勢を一貫して示していた。実際に、北電は設置変更許可申請後八年以上が経過しているものの、未だに地震、津波への安全性が審査中である。これに対して原告側はすでに主張立証を終了していた。電力会社側の主張立証責任が果たされない場合に、裁判所がどう判断するかが注目されていた。

泊判決では、「なお被告が主張及び立証を終えることができないことは、泊原発が抱える安全面ないしその審査における問題の多さや大きさをうかがわせる」もので、「訴訟上正当とすることは難

しい」として審理を終結し、主張立証責任を果たしていないことは、「当該原子力発電所が自然現象に対する安全性を欠く」ものであり、「人格権侵害のおそれがあることが事実上推定される」と明確に判示した。新聞報道等では、「津波で差止を認めた初めての判決」などといわれているが、実際は津波だけでなく前記の五つの争点のいずれも主張も立証もなかっただけで、判決では一つの例として津波を挙げ、津波に対する安全性に欠けるため、運転を差止めたものだったのである。

四 行政決定と司法判断

前記のように、泊判決は規制委の新規制基準適合性審査が途中であり、設置変更許可決定以前における裁判所の判断であった。判決では一方で「原子力発電所の安全性は、原子力発電自体に関する科学的・技術的知見を前提に、発電所の施設に影響を与える地震、津波、火山現象等の自然現象に関する科学的・技術的知見も踏まえて総合的かつ慎重に検討されるべき」とし、「その運転の許否は、専門家による議論及び最新の知見の集積をも踏まえて判断されるのが相当な面があることも否定しがたい」と行政判断の重要性を指摘しつつ、他方で、民事訴訟の目的は、「社会に生起する法的紛争を、紛争の実態に即して、適正かつ妥当

に解決することにあること、そのためには当事者が、当該訴訟の争点について、十分な主張及び立証をすることが必要」としたうえで、「原子力発電所の再稼働の可否に関する本件訴訟においては、原子力発電所の性質やその運転許否の判断に関する前記特質を考慮して、各当事者の主張及び立証のための期間を合理的かつ適切に確保することが求められる」とした。つまり、行政判断と司法の審理が並行している場合にも、民事訴訟における主張及び立証の期間が合理的かつ適切に確保されていれば、裁判所は判断できるとしたものである。

泊訴訟では、前記のような「専ら被告側の事情によつて、被告の主張及び立証が尽くされる時期の見通しが全く立たないまま」、原告に負担だけを強いることはできないとした。被告に対しては、将来「泊原発の安全性に関する事情が変化」した場合には「請求異議の訴え等によつて、事後に、その事情の変化をも踏まえた」紛争解決を図る方が残されている、とまで示したのである。

三権分立の下で司法が行政とは別に独自に判断できることは当然である。泊判決は、この点を当事者間の公平性の視点から、司法判断できるとしたもので、他の事件への参考にならう。

最高裁不当判決を超えて、 生業訴訟のたたかいはつづく

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、様々な被害者の立場の違いを乗り越え、被害者の思いを束にした裁判です」

「私たちの裁判は、原発事故に対する国と東京電力の法的責任を裁判の中で明らかにし、そのことを通じて、全ての原発被害者が救済される制度づくりを目指すものです。お金が支払われるだけでは解決できない様々な問題に対して、しっかりと行政の政策を実現させることを目指します」(二〇二四年、かもがわ出版『あなたの福島原発訴訟』より)

■原告らの思いに込めた地裁・高裁判決

生業訴訟の約三八〇〇名(第一陣のみ)の原告団と私たち弁護士は、福島地裁、仙台高裁と、被告国(経産大臣)の国家賠償責任を認める判決をか

ちとってきた。

放射性物質により汚染されていない環境において生活する権利の侵害という点で、すべての原告には最低限の共通損害があることを主張し、原状回復と月額五万円の慰謝料を請求。代表立証を通じて、政府の中間指針(恣意的な地域を線引きと、低水準の賠償基準)を乗り越える賠償責任を、国と東電に認めさせてきた(平穏生活権侵害)。

地裁・高裁の裁判官は法廷、さらには現地進行協議において、家を失い、職を失い、地域のつながりを失った原告達の苦しみに熱心に耳を傾けた。高裁の判決は、原子炉等規制法や電気事業法等の法令の趣旨・目的(原発においては万が一にも過酷事故を起こしてはならない)を踏まえ、敷地高さを超える津波の予見可能性を認め、規制権限にもとづき東電に津波試算・津波対策を命じ

ること(技術基準適合命令)を怠った国を、「唯々諾々と東電に従った」と断罪した。

■最高裁での敗訴の衝撃

賠償についての東電の上告は受理されず、中間指針を超える賠償義務が確定した。あとは国の責任を最高裁に認めさせれば、法廷内でのたたかいに一応の決着がつく。それを足掛かりに、被害者の全面救済と脱原発をめざす政策要求を政府と国会にぶつける。

弁護士は、同日に判決を迎える群馬訴訟・千葉訴訟・愛媛訴訟の弁護士とも協力共同して、最高裁での口頭弁論を分担して準備した(*1)。勝訴することを前提に、事前の記者レクや国会議員要請を徹底し、判決後の世論・政策形成のたたかいに備えた。



東京 久保木亮介

しかし、二〇二二年六月一七日に私たちを待っていたのは、国の責任を否定する不当判決であった。

多数意見は、①原子力安全規制法令の趣旨・目的について何ら言及せず、②敷地高さを超える津波を予見する根拠となる二〇二二年の地震本部「長期評価」の信頼性の評価を回避し、③事故に至る国(保安院)と東京電力の対応の合理性の有無についても何ら判断しなかった。

そして、「仮に」、経産大臣が「長期評価」に基づいて津波対策をとらせたとしても、東電の対策は敷地南東側に防潮堤を設置することに限られたはずであり、想定外の大きな津波が防潮堤の設置されていない湾内東側から遡上して敷地に浸水することは防げず、事故を回避できなかった「可能性が相当にある」として、因果関係を否定したのである。

■三浦裁判官の反対意見(第二判決)

九段下の報告集会の会場の端にすわり、暗い気分て判決文を読み進めてゆくのは非常な苦痛だった。私は国の責任論、とくに津波の予見可能性の争点を担当し、幾人かの専門家証人尋問を手掛けたこともあり、予見可能性(この九年間、命がけで取り組んできた)に何ら言及せず、「仮に」可能性の議論で結果回避可能性を否定する、実

質判断部分わずか四頁の判決文に強い憤りを感じた。地裁・高裁と積み重ねてきた弁護団の主張・立証、それに応えた裁判官の精緻な法令解釈と事実認定は、一体何だったのか……。悔しさが極まると、言葉も涙も出てこないと思つた。

しかし、さらに判決文を読み進めてゆくと、次第に不思議な感覚におそわれた。私たちが心から願う目指してきた判決文が、そこに書かれているのだ。ただし、三浦守裁判官の反対意見としてではあるけれど……。

最高裁判決における補足意見や反対意見は、必要な争点に絞って展開されることが多いと思つていたが、三浦反対意見は違う。多数意見が言及しなかった、①法令の趣旨・目的とそれを踏まえた規制権限(本件においては技術基準省令の「想定される津波」)の解釈、②二〇二二年「長期評価」の信頼性の検討(「想定される津波」への該当性)、③求められる防護措置は防潮堤に限られず、重要機器のある建屋や部屋の水密化措置も求められること、④二〇二二年当時、国(保安院)が津波試算を不要とする東電の説明を「鵜呑みにした」との認定についてもれなく言及し、国の責任を認める、素晴らしい「判決」がそこに記されていた。

三浦反対意見を繰り返し読むと、多数意見との間で「激論」があったことがよく分かる。例えば、事故前から水密化の実績はあったではないかとの

指摘。また例えば、「想定外」という言葉によって全ての想定がなかったことになるものではない、との指摘。

全体として、三浦反対意見には、「法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識」に立てば、当然とされたはずの措置について真面目に検討しようとならない多数意見への強い怒りが漲(みなぎ)っており、そこから自ずと、多数意見にはない説得力が生じている。弁護団の中で、「三浦判決」「第二判決」の呼び名が共有されたのは、ごく自然なことだった。

■生業訴訟のたたかいはつづく

第一陣生業訴訟は、責任論につき残念ながら最高裁で勝つことはできなかったが、「三浦判決」を得た。地裁・高裁、そして最高裁においても、法令の趣旨・目的を踏まえ、事実と証拠に真摯に向き合う裁判官に出会うことができた。司法をあきらめるのはまだ早いということだろう。

第二陣訴訟(約一五〇〇名の原告)はすでに福島地裁に係属しており、九月には追加提訴も予定されている。県内各地の説明会に多くの方々を訪れ、原告団に加わりつつある。

判例の拘束力という厄介なハードルが生じた中で、責任論をどのように再構築するかは弁護団で思案中であるが、志の高い原告団に恵まれている

のだから全力を尽くしたい。

弁護団の仲間と共に予見可能性の争点と格闘した九年間は、この上なくきつく、かつ楽しいもの

だった。結果回避措置も含め、責任論での完全勝利の報告をできるその日まで、この課題といましばらく向き合ってゆきたいと考えている。

(*) 群馬訴訟は東京高裁で国に敗訴。他の三訴訟は高裁で国に勝訴。最高裁は四訴訟全てにつき弁論期日が指定された。

フリーランスの保護につながる画期的判決

顧客からフリーランスへのセクハラで安全配慮義務違反を認定

東京 長谷川悠美

一 はじめに

二〇二二年五月二五日、フリーライターの女性が、エステティックサロンを経営する会社に対して、業務委託契約の報酬と、セクハラ及びパワハラによる慰謝料の支払いを求めた事件において、勝訴判決を得たので、報告します。

二 事案の概要

(1) 二〇一九年三月九日、エステティックサロンを経営するB社の代表者Cから原告に対し、原告の個人ホームページのメールアドレスに、エス

テティックサロンの体験記事執筆の依頼がありました。

原告がこれを引き受け体験記事を執筆したところ、Cは高く評価し、二〇一九年四月二八日、Cは原告にB社のSEO対策及び記事作成等の業務委託契約を依頼しました。

その後、原告は、体験記事の報酬を踏み倒され、無料体験の施術中にCから陰部を触られる等の悪質な性被害を受けましたが、一方で業務委託契約締結に向けての話が具体化していたので、フリーランスとして独り立ちしたいと考えていた原告は、これらを我慢するしかありませんでした。

そして、二〇一九年七月一日、原告とB社は、報酬を月一五万円とする業務委託契約を締結しました。Cの要望により、原告は、七月末で勤務していた会社を退職しました。

(2) 原告は、二〇一九年八月二日以降、契約どおり誠実に業務を履行しましたが、Cは、報酬を支払う段になると、原告を恫喝し、報酬支払いを拒否しました。

一方で、Cは、打ち合わせ中に原告にキスを迫ってきたり、原告の臀部にCの陰部を押し付けたり、原告に施術モデルになるよう求め、受講者であるエステティシャン志望の女性と乳房を触りあうよ

うに求める等の悪質なセクハラを繰り返しました。

原告はCに対してB社からの報酬の支払いを求め続けましたが、Cはこれを拒否し、契約を終了するか無償で業務を行うかの選択を迫ったため、原告とB社は二〇一九年一〇月二日をもって契約を終了しました。

原告は、一連の経過により体調を崩したため受診したところ、うつ状態と診断されました。

(3) 原告は、日本出版労働組合連合会ユニオン出版ネットワーク(出版ネッツ)に加入し、B社に対し団交で報酬支払いを求めましたが、支払われなかったため、提訴に至りました。

訴訟では、

・業務委託契約の未払い報酬合計三八万二二五八円

・被告による原告に対する前記の一連のセクハラ及びパワハラは原告の人格権を侵害する違法行為であるとして、Cに対して民法七〇九条に基づき、B社に対して民法七二五条ないし民法四一五条に基づき、合計五五〇万円(慰謝料五〇〇万円、弁護士費用五〇万円)を請求しました。

三 判決の内容

判決は、業務委託契約報酬請求について、契約の成立を認め、原告の請求を全額認容しました。

そして、原告が請求している複数のセクシユアルハラスメント及びパワーハラスメント行為について、そのほとんどの事実を認定し、慰謝料一四〇万円及び弁護士費用一〇万円を認容しました。

ハラスメント事件が一般的にそうであるように、本件も、ハラスメント行為について客観的証拠が乏しい事案でした。原告からCに対して、セクハラ行為について抗議したこともありませんでした。それでも、判決は、「美容ライターとして安定した収入を得ることを囑望する原告が、被告会社から業務の依頼を打ち切られ、報酬の支払を受けられなくなることを恐れて、被告代表者に対してセクハラ行為等による被害を訴えず、被告代表者との間でセクハラ行為等の存在をうかがわせる内容のメッセージのやり取りをしなかった可能性も十分あり得る」として、原告の供述の信用性を肯定し、原告の主張するほとんどの事実を認定しました。

また、Cと原告は顧客の関係ですが、「原告が、当時、美容ライターとして固定額の月収を得られる仕事に就いたことがなく、被告代表者から、基本給を月一五万円として業務委託契約を締結し、仕事の内容や結果をみて報酬を増額することや役員ないし正社員としての採用する可能性を示唆される一方で、結果が出なければすぐに契約を終了させる旨を告げられた上で、被告代表者の指示を

仰ぎながら業務を履行しており、原告が被告代表者に従属し、被告代表者が原告に優越する関係にあったものというべきである」として、被告代表者が原告に対して、ハラスメント行為の優越的地位にあることを認定しました。

そのうえで、「約七か月間にわたって、原告にバストを見せるよう求め、被告代表者の性器を触ることを要求するなどの性的な発言のみならず、原告の陰部を触り、原告の臀部に被告代表者の股間を押し付けるなどの性器への身体接触を伴うセクハラ行為を継続して行うとともに、原告に対する報酬の支払を正当な理由なく拒むという嫌がらせにより経済的な不利益を課すパワハラ行為を行ったものであり、その態様は極めて悪質である。」と断じた上、その後原告に生じたうつ状態等の身体不調をこれらのハラスメント行為によるものと認定し、慰謝料一四〇万円及び弁護士費用一〇万円を認容しました。

また、被告代表者の不法行為責任のみならず、「実質的には、被告会社の指揮監督の下で被告会社に労務を提供する立場であったものと認められるから、被告会社は、原告に対し、原告がその生命、身体等の安全を確保しつつ労務を提供することができるよう必要な配慮をすべき信義則上の義務を負っていた」として、被告会社の安全配慮義務違反を認めました。

四 本判決の意義

フリーランスは、発注者と労働契約を締結しておらず、不安定な立場に置かれています。労働施策推進法や男女雇用機会均等法におけるパワハラやセクハラの防止措置義務においても、フリーランスは対象外になっており、指針において、フリーランスに対しても対策を講ずるのが「望ましい」とされているにとどまらず。

このようなフリーランスに対する対策の遅れから、発注者は報酬の支払いを免れようとフリーランス(受注者)にパワハラを行う、さらには優越的立場を利用した発注者が、業務を請け負いたい・継続したいと考えるフリーランスの心理に付け込んでセクハラを行うといったことが横行しています。本件は、その典型的な事案でした。

本判決は、そのようなフリーランスが置かれている現状をくみ取り、フリーランスに対するセク

ハラ及びパワハラ of 慰謝料請求を認容した画期的な判決です。また、被告に対する不法行為責任だけでなく、被告会社の債務不履行責任(安全配慮義務違反)を認めた点も画期的です。

本判決は、双方控訴せずに確定しました。フリーランス保護やハラスメント救済の一助になることを願ってやみません。

弁護団は、東京法律事務所の青龍美和子弁護士及び長谷川悠美です。

シリーズ ウクライナ問題④

ウクライナ侵略問題の続編

—— 経済制裁、武器供与、専守防衛と自衛隊活用など



千葉 守川 幸男

前号で「ウクライナ侵略と憲法九条について短く訴えるポイントあれこれ」と題して、短く、しかし全体としては長い投稿をした。

今回は、我々の間でもあまり論じられて来なかったり意見の分かれそうな論点に触れる。すでに自由法曹団通信に投稿したことのはば再録も多く、私にも迷うことだらけだ。

一 経済制裁は効果的か

経済制裁は、政府だけでなく、むしろ国民生活に打撃を与える。ではなぜ行うのか？ 政府に対する国民の批判を高める効果も期待しているから。ただ、除外項目や不参加国もあるから、効果はもともと限定的だ。報復もあり、制裁国や

世界経済にも打撃になる。

しかも、今回の侵略に対するロシア国民の支持は、下がったとは言え、まだかなり高い。ウクライナの平和のためなどと考えて侵略とは考えていない国民も多いようである。これがプーチンに対する恐怖や言論統制の結果だと言うだけでは、正しいかも知れないが、問題は解決しない。

戦前の日本が、次第に高まる経済統制や耐乏生活に、当初は政府批判が大きかったのに、次第に米英に対する憎しみに変わっていったこと、これに伴って世論が戦争支持に傾斜していったことは、NHKの番組でも取り上げられていた。

かつての日本とロシアの民主主義の度合いを比較する知識はないが、現状のロシア国民の意識が、今後政府批判に傾くのか、それとも逆効果的にロシアの世界に向かうのかは注視の対象である。

後者なら、単純に制裁を強化すればよい、ということにはならない。

ではどうするかは悩ましい。

二 ウクライナ支援の方法としての

武器の供与についてどう考えるか

——降伏か徹底抗戦や停戦を

どう見るかにも触れて

悩ましい問題である。私は、軍需産業は戦争が
続くことを期待していると思う。苦々しい限りで
ある。だから武器供与に賛成とは言えない。でも
ウクライナは侵略撃退には武器が必要だと訴え続
けている。現に武器供与で予想外に持ちこたえて
来た。ウクライナが自分で決めて、命よりも独立
が大事と言うなら武器供与反対とも言えない。全
世界征服を狙ったナチスには、降伏せずに戦うし
かなかつたとも言える。ベトナム戦争は救国自衛
の正義の戦争だったと言われればそうかも知れな
い。でもそのために多くの人々が殺されているの
にどうするんだらう？ ウクライナでの一八歳から
六〇歳男性の出国禁止は、戦争する国が全体主義
に傾斜することを示している。そこで、死ぬより
まだから降伏すべきだなどという意見には、共
感する人も多い。ただ、そんな単純ではない。現
に捕虜に対する虐待や死刑の危険も迫っている。
捕虜などのシベリア抑留、支配地域での専制政治、

弾圧など、降伏がよりいつその悲惨な状況を生
むかも知れない。堂々巡りである。戦争が始まっ
たら即効薬などない。一方の結論を自信を持って
主張するなどできないのだ。

そこで少なくとも一刻も早い停戦を要求すべき
だが、これまた単純ではない。ウクライナが領土
の一部を支配されたままの現状固定を強いられる
からだ。

三 専守防衛についての疑問と

問題の正しい設定のしかた

専守防衛というと正当防衛を想起する。ただ、
人質に取られて銃を向けられたら、いのちが大切
だから刺激しないように抵抗はしない。

圧倒的な国民世論は、憲法九条のもとでも専守
防衛で武力行使できるといふものである。これ
は、自民党が違憲の自衛隊を作って憲法との整合
性を問われて編み出した屁理屈ではあるが、我々
も、自衛隊の海外派兵反対の一致点で団結するた
めに、あえて批判は控えて来た。

しかし、戦力も交戦権も否定する憲法九条二項
がそこまで認めているのだろうか。専守防衛と言
っても、攻められたら、(国民の非暴力の抵抗も
あるが)自衛隊が侵略軍に対して武器を持って戦
え、殺せということである。でも侵略軍が強大な
相手なら勝てるはずはないから、多くの人々が死

ぬか国の独立が奪われるかのいずれかを避けるこ
とはできない。

結局、短期的に、目の前の事態に対してどうす
るか答えようがなく、即効薬はない。中長期的
に、どうすべきだったのか、今後どうするのかこ
そ議論しなければならぬ。国際世論と国連の役
割、平和の共同体作りこそ重要だということにな
る。

ところで、最近のロシアや中国の振る舞いは懸
念材料であるとは言え、現在の世界で、丸腰で非
暴力の抵抗しかない国民に対して軍事侵攻する
国などそもそもあるのか(もはや植民地支配の時
代ではない)、仮にあったとして、圧倒的な国際世
論を前にいつまで攻撃を継続できるのか？ 軍備が
なければ非暴力の抵抗しかできないが、その方が
むしろ危険は少ないのではないか？ 歴史の前進に
確信を持つとうではないか。

もつとも、専守防衛に対する疑問は、現状では
声を大にしては言いにくい、少なくとも、アメ
リカとの軍事同盟を強化し軍拡を進めることと非
武装中立とどっちが危険を避けられるのか、につ
いては正面から問うべきである。

四 将来の自衛隊の活用論について

(1) 将来の想定としてあり得る

これは、将来共産党が政権に入ったときの、国

民や主権を守るという政権党としての責務に関する方針である。私が解説する立場ではないが、あえて意見を言う。

憲法論として自衛隊違憲の立場でも、連立政権下では一致した政策でない、「閣内不一致」で政権維持ができないから、合憲だとするのは憲法論としては矛盾していても政治論としてはあり得る選択である。そして、合憲と言うなら活用するのは法的に矛盾ではない。

そして、せっかくロシアや中国に敵対しない民主的な政権が成立したのだから、ロシアなどがこれに干渉して来るといっても、想定されるのは、民主政権を転覆させようとする内外の勢力からの不法な攻撃であろう。これに無抵抗であつてよいはずはない。そうすると言うなら、かえって無責任であろう。

このように、違憲の自衛隊が既に存在しているという歴史の過渡期の不平常な事態だから、「矛盾している」かも知れないが、やむを得ない。無理に整合性を取らなくもよいのではないか。少なくとも私には整合的な説明はできない。

例えとしてよいかはわからないが、違法な暴力団が、大震災で救援活動の先頭に立ったとして、誰も反対はしないだろう。

(2) 現政権下ではどうか？

このように、この方針は現自公政権下での急迫

不正の侵害についてのものではない。

現政権下では、アメリカの戦争に参戦した自衛隊が、仮想敵国から反撃される事態が可能性として大きいと思う。共産党もこの場合は明確に反対と言っている。

次に、純粹にロシアなどが、突然北海道を侵略して来たときに、自衛隊を活用するかどうかについてはこの方針では触れられていない。既にロシアは、北海道の一部である歯舞、色丹、南千島である択捉、国後、占守島からウルップ島までの北千島を、日本の侵略戦争の失敗に乗じ住民を強制的に追い出して違法に実効支配している。その上さらに北海道まで侵略する動機も余裕もないであろう。

ただ、それでもなお、万が一侵略されたらどうするのかとのあり得ない想定質問に私は、これに対する反撃なら、国民や主権を守るといって政権党としての自公政権の責務だからあえて反対はしないと答える。

(3) 現時点で強調することか

でも、そうすると、共産党が政権入りするのは一体いつになるのか、今、声を大にしてこんなことを言う必要があるのかという問題は残る。

昨年の衆議院議員選挙が一応その可能性のあった選挙であった。しかし、歴史はジグザグに進み、時に逆行する。残念ながら今回の参議院選挙では

野党共闘も限定的で、何より選挙の性格からその可能性はなかった。そうすると、この方針が約二〇年も前の大会決定で決まったとしても、今、この方針を声を大にして言うべきことかは疑問なしとしない。

少なくとも、共産党が「専守防衛」とカッコ書きで表示しているように、そうなら、将来の自衛隊活用も、将来の国際情勢がどのようになっていくかもわからないもとので、「活用する」と現時点で先走って言うてよいものかは慎重に検討すべきであろう。

少なくとも、専守防衛と言い自衛隊の活用と言うが、要は殺し合いであつて、国民を巻き込むのであるから、活用するにしても、その前に多くのやるべきことがあつて、よほどやむを得ない状況まで活用は慎重にも慎重に検討する、くらいのことを言うべきだつたのではないだろうか。

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

9月16日(金)13時～

【修習生委員会】

9月14日(水)10時半～

【広報委員会】

9月27日(火)18時～



子どもの緊急避難場所 「子どもシェルター」

和歌山 伊藤あすみ

1 子どもシェルターとは

和歌山には、特定非営利活動法人子どもセンターも運営する「子どもシェルターるーも」(以下、「るーも」といいます)があります。

子どもシェルターとは、虐待や非行など様々な理由により、安心して生活することができない居場所を失ってしまった子どもたちのための緊急避難場所です。児童福祉法上は、児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)として位置づけられています。「るーも」とは、エスぺラント語で、光、輝きを意味します。子どもは、本来、未来を照らす光であり、光り輝く存在であるという思いを込めて名付けました。

るーもは、和歌山弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士有志が開設に向けて立ち上がり、行政、福祉、心理など様々な分野で子どもに関わっている関係者と連携し、二〇一三年一〇月に開設されました。

当時、全国では八番目の子どもシェルター開設であり、政令市を除く中核市規模では全国初のことでした。現在では、全国で二〇以上の子どものシェルターが開設されています。徐々に増えてきていますが、子どもシェルターを必要とする子どもたちは全国におり、子どもシェルターの活動がもっと広がっていくことが望まれます。

2 子どもシェルターの必要性

児童福祉法上、虐待を受けた子どもは、児童相談所の保護を受けますが、一八歳以上になると原則として対象外となります。しかし、現実には、一八歳以上になっても、虐待を受けて苦しんでいる子どもは少なくありません。

子どもの緊急避難場所としては、児童相談所の一時保護所がありますが、ここでは、幼児から高年齢の子どもたちが集団生活を送っています。子どもの特性やそれまでに置かれていた環境によっては、少人数の環境でゆつくりしたい子どももいますし、対人関係を苦手としている子どももいます。様々な子どもたちがいる中で、全ての子どもに適した場所にするのは困難です。過去に一時保護所に入所した経験のある子どもの中には、虐待などで苦しんでいるにもかかわらず、再び一時保護所に入所することを嫌がって保護を拒否することもあります。

また、非行を起こして家庭裁判所で審判を受ける少年の中には、社会でやり直せる可能性があっても、家庭などでの受け入れが難しいために、少年院へ送られてしまうケースがあります。

このような既存の制度や施設だけでは十分な支援を提供することができない子どもたちを受け入れる場所が子どもシェルターです。子どもシェル

ターでは、子どもに安心安全な場所を提供し、まずは傷ついた心と体をゆつくりと休めてもらいます。あたたかいごはんを食べ、安心できる環境で眠り、話を聞いてくれる大人がそばにいます。そして、休んでパワーが湧いてきたら、これからのことを考え、決定していきます。

3 るーものこれまでの取り組み

るーもでは、二〇二三年一〇月に開設してから、これまでに一〇〇名を超える子どもを受け入れ、次の居場所へ送り出してきました。

るーもは女子のみを受け入れていますが、男子シエルターの必要性がないということでは決してありません。現に、るーもの法人事務局には、男子のケースについて相談が寄せられることがあり、その場合は、適切な機関を紹介するなどして対応しています。全国には、男子シエルターを運営している団体も複数あり、和歌山においても、男子シエルターは必要です。

るーも開設当初は、一〇代後半の子どもを主な対象として想定していましたが、蓋を開けてみると、小学校や中学校の年齢の子どもたちも多く受け入れています。例えば、性的虐待を受けた子ども、対人関係が苦手な子ども、特性に合わせた丁寧な関わりを必要とする子どもなど、年齢にかかわらずるーもを必要とする子どもがたくさんいる

ことが分かりました。

一方で、女性相談所と連携し、二〇歳以上の女性を受け入れたこともあります。困難な状況に置かれていた子どもが一八歳や二〇歳になったからといって、急に支援の必要がなくなるといことはありません。るーも退所者の状況を見ても、子どもから若年者まであるいはその後も継続した支援の必要性を感じます。

また、るーもを出た後の居場所探しには、毎回のように苦労しています。関係を調整して家族のもとへ戻る子どももいますが、それが難しい場合には、里親、児童養護施設、自立援助ホーム、一人暮らしなど退所先を探すこととなります。

しかし、子どもが利用できる社会資源はまだまだ十分ではありません。たとえば、里親や児童養護施設に行く方向になったとしても、本人の特性に適したところがなかったり、どこもいっばいで空きが出るのを待つということすらあります。一人暮らしをする場合でも、お金や契約の問題などたくさんのハードルがあります。

4 るーもでの生活

緊急避難場所であるるーもは、親や知人などからの連れ戻しを防ぐため、場所は秘匿しており、和歌山県内にあるとしか公表していません。普通の一軒家であり、周囲から見ても、そこが子ども

シエルターであるとは分かりません。るーもでは、一人から四人程度の子どもが生活し、それぞれに鍵付きの個室があります。

るーもでは、スタッフやボランティアが二四時間常駐し、子どもの生活をサポートし、一人一人に寄り添った支援をしています。

子どもには必ず担当の弁護士（子ども担当弁護士）がつきます。子ども担当弁護士は、子どもに寄り添い、関係機関と連携を取りながら、子どもと一緒に今後の居場所や生活のことを考えていきます。必要に応じて、法的支援、保護者との連絡や交渉、今後の居場所探し、就労支援など様々な面で子どもを支える活動をします。

何よりも大切なことは、子どもの意思を尊重し、常に子どもを中心にして寄り添うことです。るーもにやってくる子どもたちの中には、自分自身の人生であるにもかかわらず、十分な情報や選択肢を与えられず、自分の意見を表明する機会のないまま、まるで他人ごとのように居場所を決定されてきた子どもがいます。

るーもでは、会議に子ども本人も出席します。子ども担当弁護士や関係機関から、子どもに対して情報を提供し、子どもから質問があれば答え、子どもの意見を聞きます。

現実には、子どもから出された意見の中に、実現が難しいものもあります。しかし、まずは子ども

もからの意見を受け止め、たとえそれが実現困難

なものであったとしても、簡単に否定するようなことはしません。一部でも実現できることはないか、できないとしたら他にどんな選択肢があるかを考えます。子どもの意見に沿った結果にならない場合には、その理由を子どもにきちんと説明し

ます。

同じ結果になるとしても、このような過程を経るかどうかで子どもの受け止めは異なり、るーもを出た後の生活にも影響を与えると感じています。子どもには、自分の意見が尊重される経験が積み重ねること、自分に自信を持ち、自分は大

切な存在であると感じてもらいたいと考えています。そして、短期間ではありますが、るーもで過ごした日々が、その子どもがこれから歩んでいく人生を少しでも明るくするようなそんな時間であればうれしいと思います。

青年法律家協会弁学会合同部会◎声明

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する議長声明

一 二〇二二年七月八日、安倍晋三元内閣総理大臣（以下、「安倍元首相」という。）が、奈良県において選挙運動で演説中に狙撃され、死亡する事件が発生した。

二〇二二年七月十四日、岸田文雄内閣総理大臣（以下、「岸田首相」という。）は、安倍元首相について「憲政史上最長の八年八か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって総理大臣の重責を担い、東日本大震災からの復興や日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開などさまざまな分野で実績を残すなど、その功績はすばらしいものがある」などとしたうえで、「この秋に『国葬儀』の形式で、安倍元総理大臣の葬儀を行うこととする」と表明した。その際の費用は全額国庫が負担するものとされている。

二 安倍元首相が総理大臣として行った数々の「実績」は、岸田首相が言明したものとむしろ全く逆のものであった。

安倍元首相は、森友・加計問題、桜を見る会問題で政治の私物化を行った疑惑の渦中にある中心人物であり、これらの疑惑は未だその真相は解明されていない。我が国を戦争のできる国家にするための布石である集団的自衛権の政府解釈変更、特定秘密保護法や安保法制などでの強行採決も行った。安倍元首相は、その推進する政策や疑惑に対する答弁において、丁寧な説明と評価できる国会答弁や記者会見での言明を行わず、国民に対し正しい情報提供をしなかった。加計学園問題をめぐって憲法五三条に基づいて野党側が臨時国会の召集を求めた際に、これに応じることもしなかった。

このように、安倍元首相は、その在任中、我が国の民主主義を踏みこむ行動を続け、そのことに無反省な態度を取り続けた。

当部会も、こうした観点から何度も安倍元首相の言動、あるいは安倍元首相の主導する政府の行動を批判してきたものであり、岸田首相の安倍元首相の「実績」にかかる上記言明は誤りである。

三 安倍元首相について「国葬」を行うことは、安倍元首相が行ってきた上記行為を国として正当なものと評価し、国と国民をあげて安倍元首相を追悼することが正しいということを国が国民に押し付けることとなる。死者をどう弔うかは個人の意思に委ねるべきことであり、「国葬」による押し付けは、思想良心の自由

改憲問題対策法律家6団体連絡会からのお知らせ

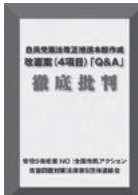
自民党改憲案の問題点をまとめた
2冊のパンフレットのご案内

6団体連絡会ではウクライナ侵攻などのその後の情勢変化を視野に入れた自民党改憲案批判の新ブックレットの発行を計画していますが、当面、全国市民アクションと共同発行した『自民党改憲案の問題点と危険性 (PDF版)』(通称赤パンフ)と『自民党憲法改正推進本部(当時)作成Q&A 徹底批判』を併せて広めていただき、市民との勉強会などにご活用ください。

2018年5月、2019年6月発行ですが、内容は今でも全く古びておりません。というより、今こそぜひ読んでいただきたい。赤パンフには、改憲手法についてのわかりやすい解説も入っております。



『自民党改憲案の問題点と危険性 (PDF版)』
(青法協HPに掲載)



『自民党憲法改正推進本部(当時)作成Q&A 徹底批判』

臨時国会開催後早い時期に改憲発議に向けて憲法審査会が動き出すと思われます。その動きを打ち砕くために、今からの準備、よろしくお願い致します。

【お申し込み】

E-mail : bengaku@seihokyo.jp

もしくは青法協ホームページの申込みフォームへ。



青法協HP

四 岸田首相は、国葬の法的根拠について、内閣府
そもそも、国民主権の理念に基づく日本国憲法下においては、安倍元首相の行動は国民の代表者としてのそれであり、王権社会における国王のごとき特別な地位に基づくものではないから、「国葬」によって安倍元首相を弔う行為は、民主主義の理念や、平等原則にも反するものである。

五 このように、岸田首相が表明している安倍元首相
設置法に内閣府の所掌事務として定められている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能との見解を示している。
しかし、明治憲法下では「国葬令」が定められ、これに基づき「国葬」が行われていたが、「国葬令」は一九四七年に廃止された経緯がある。これに照らせば、「国葬」が内閣府設置法にいう「国の儀式」に当然に含まれると解することはできず、内閣の判断のみで議論もなく「国葬」に国費を支出することは、財政支出に国会の議決を要するとしている憲法八三条に反する。

相について「国葬」を行うことは、憲法違反を含むものであつて、かつ、憲法上の人権侵害をもたらすものである。
以上により、当部会は安倍元首相について「国葬」を執り行うことに反対し、政府に対し、「国葬」の方針を撤回することを求める。

二〇二三年七月二日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 笹山尚人

編集後記

▼元首相の殺害という想像もできない事件が起き、しかもその動機は宗教カルト団体への「支援」に対する恨みであったという。破壊的カルトの問題は、本紙においても論じられてきた課題であるが、ここしばらく問題意識が薄れていたかもしれない。▼しかし、問題は連続と継続しており、保守勢力の「支援」の下で、「青春や人生を奪われた」という被害が続いている実態が見えている。その実態と被害救済の取り組みなどを、あらためて紙面に反映していきたい。
(米倉勉)